○沖縄振興特別措置法

(経済金融活性化特別地区の指定)

- 第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の 集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要 件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。
- 2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はそ の区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。
- 5 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区の区域の全部又は一部が第 一項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振 興審議会の意見を聴いて、当該経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更する ことができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(経済金融活性化計画の認定)

- 第五十五条の二 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画(以下この条及び次条において「経済金融活性化計画」という。)を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
- 2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 沖縄における経済金融の活性化を図るために経済金融活性化特別地区において集積を促進しよ うとする産業(以下「特定経済金融活性化産業」という。)の内容に関する事項
 - 三 経済金融の活性化を図るため沖縄県が経済金融活性化特別地区において実施しようとする施設 の整備その他の措置の内容
- 3 前項各号に掲げる事項のほか、経済金融活性化計画には、同項第三号の措置の実施を通じて経済 金融が活性化されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。
- 4 沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、経済金融活性化計画が 次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化に相当程度寄 与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 (経済金融活性化計画の変更)
- 第五十五条の三 沖縄県知事は、前条第五項の認定を受けた経済金融活性化計画(以下「認定経済金融活性化計画」という。)の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項から第七項までの規定は、認定経済金融活性化計画の変更について準用する。 (報告の徴収)
- 第五十五条の四 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第五十五条の五 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画の適正な実施のため必要があると認める

ときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

- 第五十五条の六 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第五十五条の二第五項各号のいずれか に適合しなくなったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことがで きる。
- 2 第五十五条の二第七項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。

(経済金融活性化特別地区における事業の認定)

- 第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融 活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又 は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であるこ とその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。
- 2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、 その認定を取り消すことができる。
- 3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。 (課税の特例)
- 第五十七条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- 2 前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業 に属する事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用が あるものとする。
- 第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社(内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- 2 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を沖縄県知事に 報告しなければならない。
- 3 沖縄県知事は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その 指定を取り消すことができる。
- 4 沖縄県知事は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをした ときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。 (地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
- 第五十八条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

○沖縄振興特別措置法施行令

(経済金融活性化特別地区の要件)

- 第二十五条 法第五十五条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
 - 一 労働力の確保が容易であること。
 - 二 輸送施設及び高度な情報通信基盤が整備されていること。
 - 三 沖縄における経済金融の活性化に資する産業の集積を図るために必要な土地の確保が容易であること。
 - 四 経済的社会的条件からみて経済金融活性化特別地区の指定により産業の集積を促進することが沖縄の均衡ある発展に資すると認められること。

(事業認定の要件等)

- 第二十六条 法第五十六条第一項の政令で定める数は、五人とする。
- 2 法第五十六条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
 - 一 事業計画が適切であると認められること。
 - 二業務の運営が適正に行われることが確実と認められること。
 - 三 役員のうちに金融関係法令その他の内閣府令で定める法令の規定に違反したために罰金以上の 刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経 過しない者がいないこと。
 - 四 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の内閣府令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から内閣府令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。
 - 五 経済金融活性化特別地区の区域内においては、主として認定経済金融活性化計画(法第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。第七号及び次条第一項において同じ。) に定められた特定経済金融活性化産業(法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業をいう。第七号及び次条第一項において同じ。)に属する事業を営むものであること。
 - 六 経済金融活性化特別地区の区域(その周辺の地域を含む。)の就業人口の増加に寄与すること が見込まれるものとして内閣府令で定める要件に該当するものであること。
 - 七 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業以外の事業を主たる事業として営まないものであること。
 - 八 その事業を実施する企業の立地を促進する必要性が乏しいものとして内閣府令で定める事業を 行わないものであること。
- 第二十七条 法第五十六条第一項の認定(次項及び第三項において「事業認定」という。)を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名、本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地及び認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書並びに内閣府令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。
- 2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。
- 3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったとき又は前条第二項第三号若しくは第五号から第八号までに規定する要件のいずれかに該当しなくなったときは、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。
- ○沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を 定める省令

(法第五十八条に規定する総務省令で定める場合)

- 第五条 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当 該各号に定める場合とする。
 - 一 事業税 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日(以下この条に おいて「指定日」という。)から令和四年三月三十一日までの間に、法第五十五条の二第二項第

二号に規定する特定経済金融活性化産業(以下「特定経済金融活性化産業」という。)の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)に限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

- 二 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(指定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
- 三 固定資産税 指定日から令和四年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
 - イ 対象設備
 - ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定 高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

○経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令

(欠格事由の対象法令)

- 第一条 沖縄振興特別措置法施行令(以下「令」という。)第二十六条第二項第三号に規定する内閣 府令で定める法令は、次の各号に掲げる業務を行う法人にあっては、金融関係法令とする。
 - 一 次に掲げる金融業に係る業務
 - イ 銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事 業
 - ロ 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫 又は労働金庫連合会の行う事業
 - ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同 組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業
 - ニ 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業
 - ホ 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
 - へ 信託業又は信託契約代理業
 - ト 短資業又は金融商品取引所の行う事業
 - チ 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業
 - 二 前号に規定する金融業に付随する業務であって次に掲げるもの
 - イ 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を行う業務 (電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設 計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)
 - ロ 金融商品及び金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、又は勧誘する 業務
 - ハ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は

配送を行う業務

- 二 現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又はその保管 を行う業務
- ホ 前号及びイからニまでに定める業務に係る施設の設置若しくは運営を行う業務又は前号及び イからニまでに定める業務に係る事業を営む者若しくは新たに営もうとする者の業務を支援す る業務
- へ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所 の委託を受けて行う同法第八十五条第四項に規定する特定業務

(令第二十六条第二項第四号の内閣府令で定める場合及び期間)

- 第一条の二 令第二十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合 とし、同号に規定する内閣府令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。
 - 一 法第五十六条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画(沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。以下同じ。)に定められた特定経済金融活性化産業(法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業をいう。以下同じ。)に属する事業を営んでいた場合 当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間
 - 二 法第五十六条第一項に規定する法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間

(令第二十六条第二項第六号の内閣府令で定める要件)

- 第二条 令第二十六条第二項第六号に規定する内閣府令で定める要件は、当該法人の事業所であって 経済金融活性化特別地区の区域内にあるものにおいて常時使用する従業員のうち五人以上の者が、 次に掲げる市町村の区域内に住所を有する者であることとする。
 - 一経済金融活性化特別地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村
 - 二 前号の市町村に隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村

(令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定める事業)

- 第三条 令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定めるその事業を実施する企業の立地を促進する必要性が乏しい事業は、次に掲げる事業とする。
 - 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条 第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業
 - 二 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

(申請書の記載事項)

- 第四条 令第二十七条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 法人の名称、代表者の氏名並びに本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地
 - 二 法人の設立時期、経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業の種類及び事業計画、他に事業を行っているときはその事業の種類その他必要な事項
 - 三 経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済 金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容
 - 四 第一条の二各号に掲げる場合にあっては、それぞれ、その合併を行った法人のうち経済金融活性化特別地区の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該事業の開始日

(申請書の添付書類)

- 第五条 令第二十七条第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 経済金融活性化特別地区の区域内において設立されたことを明らかにする書類

- 二 常時五人以上の従業員を使用していることを明らかにする書類
- 三 令第二十六条第二項第三号及び第五号から第八号までに掲げる要件に該当することを説明した 書類
- 四 当該区域内における認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の床面積を記載した施設の図面

(事業の開始等の届出)

- 第六条 令第二十七条第二項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、事業を開始 しようとする場合にあっては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間 及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖 縄県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なく その旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出)

- 第七条 令第二十七条第三項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、次の各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければ ならない。
 - 一 当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 変更前及び変更後の本店又は主たる事務所の所在地
 - ロ 本店又は主たる事務所の所在地に変更があった年月日及び理由
 - 二 当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合 当該法人の 常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由
 - 三 令第二十六条第二項第三号又は第五号から第八号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合 当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

(法第五十七条の二第一項の指定会社の要件)

- 第八条 法第五十七条の二第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。
 - 一 法第五十六条第一項の認定を受けた法人であること。
 - 二 中小企業基本法 (昭和三十八年法律第百五十四号) 第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であって、その設立の日以後十年を経過していないこと。
 - 三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に 上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登 録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。
 - 四 次のイ又は口に掲げる会社以外の会社であること。
 - イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人(資本金の額若しくは出 資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従 業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において 同じ。)及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人(次の(1)から(3)までに掲げる会 社とする。以下この号において同じ。)の所有に属している会社
 - (1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
 - (2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社 の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二 分の一以上に相当する場合における当該他の会社
 - (3) 当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
 - ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人 と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

五 個人からの金銭の払込み(商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百二十八号)附則 第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による 改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込 みを除く。以下同じ。)を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑 に実施するために必要となる投資に関する契約(当該契約に係る払込金を、経済金融活性化特別 地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に 供する旨の記載があるものに限る。以下「特定株式投資契約」という。)を締結する株式会社で あること。

(報告書の提出時期及び手続)

- 第九条 法第五十七条の二第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項 を記載した別記様式第一による実施状況報告書を提出して行うものとする。
 - 一 前年度の指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業の実施状況
 - 二 前年度の収支決算
 - 三 特定株式投資契約による資金の調達に関する実績
- 2 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた 特定経済金融活性化産業に属する事業を適切に実施していると認めるときは、指定会社(法第五十 七条の二第一項に規定する指定会社をいう。以下同じ。)に対して、別記様式第二による当該事業 を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。
- 3 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第三によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 4 指定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該指定会社の株式を払込みにより取得した 個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。 (法第五十七条の二の規定による指定会社の指定の申請手続等)
- 第十条 指定を受けようとする会社は、別記様式第四による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を 添えて、これらを沖縄県知事に提出しなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 二 申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度(次号において「基準事業年度」という。) に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(設立後最初の事業年度を経過している場合に限 る。)
 - 三 基準事業年度の確定申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規定 する確定申告書をいう。)に添付された法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第三 十四条第二項に規定する別表二の写し(設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。)
 - 四 申請の日における株主名簿
 - 五 常時使用する従業員数を証する書面
 - 六 組織図
 - 七 第八条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第五による宣言書
 - 八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 沖縄県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。
- 3 沖縄県知事は、指定をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第六による指定書を交付するものとする。
- 4 沖縄県知事は、指定をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第七によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 指定会社は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に届け出なければならない。
- 6 沖縄県知事は、法第五十七条の二第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

- 7 沖縄県知事は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。
- 8 沖縄県知事は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 9 沖縄県知事は、必要があると認めるときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(指定会社に係る株式の払込みの確認等)

- 第十一条 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約の締結の状況及び見込み(払込みを受ける予定日を含む。)について、別記様式第 八の報告書を沖縄県知事に提出するものとする。
- 2 指定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行おうとする個人が民法組合等 (民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立す る組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定 する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。)を通じて取得した場合にあっては、 当該指定会社は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 当該民法組合等の組合契約書の写し
 - 二 当該民法組合等が取得した当該株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面
 - 三 別記様式第九による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資 事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって 成立するものである旨を誓約する書面
- 3 沖縄県知事は、第一項の報告書に関し、同項の払込みを受ける予定日において当該会社がその設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、指定会社に対し、別記様式第十による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。
- 4 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、特定株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面(次項において「認定書交付証明書」という。)を交付する ものとする。
- 6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと(当該指定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び払込みがあった日ごと)に、別記様式第十二による申請書一通を沖縄県知事に提出するものとする。
- 7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 前条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し
 - 二 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面 又は取締役会の議事録の写し
 - 三 当該個人が取得した当該株式(会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う 契約を証する書面
 - 四 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する 書面
 - 五 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、特定株式投資契約を締結した契約書の写し 六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

- 8 沖縄県知事は、第六項の規定による提出を受けたときは、同項の払込みがあった日において当該会社の設立の日以後十年を経過していないことその他の内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人及び払込みがあった日ごとに別記様式第十三による確認書を交付するものとする。
- 9 沖縄県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

○所得税法施行令

(減価償却資産の範囲)

- 第六条 法第二条第一項第十九号(定義)に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び 繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(時の経過によりその価値の減少しないものを除く。) とする。
 - 一 建物及びその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備 をいう。)
 - 二 構築物 (ドック、橋、岸壁、桟橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備 又は工作物をいう。)
 - 三 機械及び装置
 - 四 船舶
 - 五 航空機
 - 六 車両及び運搬具
 - 七 工具、器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。) 八~九(略)

○法人税法施行令

(減価償却資産の範囲)

- 第十三条 法第二条第二十三号(定義)に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。)とする。
 - 一 建物及びその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備 をいう。)
 - 二 構築物(ドック、橋、岸壁、桟橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備 又は工作物をいう。)
 - 三 機械及び装置
 - 四 船舶
 - 五 航空機
 - 六 車両及び運搬具
 - 七 工具、器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。) 八~九(略)